

女性の県内就職促進事業（女性の就職支援事業・女性求職者と県内企業マッチング促進事業）業務委託仕様書

1 事業名称

令和7年度三重県地域活性化雇用創造プロジェクト女性の県内就職促進事業（女性の就職支援事業・女性求職者と県内企業マッチング促進事業）業務委託

2 目的

多様な人材活用の一環として、県内外在住の女性求職者が三重県内企業等への就職・再就職や、非正規雇用から正規雇用へのキャリアアップがスムーズに実現するよう多角的に啓発、支援を行うことで、女性の安定した就職、就労継続につなげ、県内の労働力確保を図ることを目的に実施する。

（1）女性の就職支援事業

女性の求職者を対象にスキルアップ等の研修、就労意欲向上に向けての支援を行い、女性の安定的な就職につなげる。

また、県外在住でU・Iターン就職を希望する女性が県内企業への就職を考えるための啓発イベントの開催やプロモーションショート動画を制作し、三重県内企業等への就職・再就職を促す。

（2）女性求職者と県内企業マッチング促進事業

企業等へ向けて女性の非正規雇用から正規雇用へのキャリアアップ、女性求職者の正規雇用採用の実現に向けて企業とのマッチングの取組みを促進するとともに、女性求職者との交流の機会を設け、県内の労働力確保に繋げる。

3 業務委託期間

委託契約締結の日から令和8年1月30日（金）まで

4 対象

（1）女性の就職支援事業

三重県内に事業所を有する企業等に就職をめざす女性等を主たる対象者とする。

- ① 結婚・出産等を機に離職し、再就職をめざす女性等
- ② 非正規雇用から正規雇用へキャリアアップをめざす女性等
- ③ 技能や能力を高めてキャリアアップをめざす女性等
- ④ 都市圏在住で三重県へのU・Iターン就職を希望する女性求職者等

（2）女性求職者と県内企業マッチング促進事業

- ① 女性の正規雇用を前向きに検討する企業等
- ② 県内就職を検討している女性求職者等

5 委託業務の内容

受託者は以下の業務を企画し、実施すること。

事業内容や実施方法等については、提案内容を踏まえ、公益財団法人三重県産業支援センター（以下、「産業支援センター」という。）と協議し、決定すること。

なお、事業を効果的なものにするため、本仕様書の他、記載されていない内容について提案に盛り込むことを妨げないものとする。

ただし、自由提案業務については、契約額の範囲内で実施すること。

（1）女性の就職支援事業

1）各種スキル習得研修の開催

実施方法はWEB配信を基本とし、下記（ア）～（カ）のとおり、スキル習得研修を実施すること

- （ア）就労に向けて対象者個々の課題に対応したスキルが習得できるもの
- （イ）再就職のメリットや必要性を認識できるもの
- （ウ）再就職に関する不安を解消するもの
- （エ）就職・就労に役立つコミュニケーションスキルを学べるもの
- （オ）再就職や正規雇用、キャリアアップに繋がりやすいスキルを学習・体験できるもの
- （カ）キャリアアップに繋がるようなマインドセットに関するもの

2）キャリアカウンセリングの実施

キャリアカウンセラー2名を配置し、下記（ア）～（エ）のとおり、キャリアカウンセリングを実施すること

- （ア）チューター制にて行うこと（2ヵ月程度）
- （イ）個々の課題に応じた就職活動の支援を行うこと
- （ウ）ライフプランの作成支援を行うこと
- （エ）個別にカウンセリング記録を作成すること

3）県外都市圏在住で、三重県へのU・Iターン就職を希望する女性求職者等向けに「女性のための三重県内就職促進セミナー」を開催する。

下記（ア）～（オ）に留意し、就職促進に繋がる啓発セミナーを開催すること。

- （ア）東京・大阪等の都市圏において開催すること（2回以上）
- （イ）県内在住のU・Iターン経験者、U・Iターンの採用を考えている企業等が話す場を作ること
- （ウ）集客力の高いイベントになるよう工夫すること
- （エ）必要に応じて他事業と連携して行うこと
- （オ）その他、産業支援センターと詳細について協議の上、事業を実施すること

(2) 女性求職者と県内企業マッチング促進事業

1) 女性求職者と女性の採用を考えている企業へ両者のマッチングにつながる意見交換会等の内容を組み入れたセミナーを1回開催すること。

- (ア) 事業の基本的考え方を共通認識につなげる講演会を組み合わせる
- (イ) 女性求職者と女性の採用を考えている企業が十分意見交換できる場にする
こと
- (ウ) 対面のみ、または対面とWEBを組み合わせたハイブリッドで開催すること
- (エ) 女性求職者が参加しやすい工夫をすること
- (オ) 女性が働きやすい企業風土の構築のため、企業等の意思決定層の参加が増える工夫をすること
- (カ) 企業・女性求職者ともに女性の就職、キャリアアップ、就労継続につながる事例紹介等を取り入れたセミナーにすること
- (キ) 有意義な意見交換の場とするため、数多くの参加者を獲得できるよう周知・広報を工夫すること
- (ク) 託児サービスをつけること

2) 女性の採用を考えている企業等とのマッチング

女性求職者からのマッチングの希望に対し、コーディネートを行う。

下記のとおり女性求職者と企業等のマッチングを実施すること。

- (ア) (2) 1) の意見交換会等を通して女性求職者が個別に企業との対話を希望する場合はコーディネートを行うこと
- (イ) マッチング希望者が増えるよう、女性求職者に積極的に働きかけること

(3) 「女性が暮らしやすい・働きやすい三重県」をPRするプロモーションショート動画の制作

県外(都市圏)在住等の女性の求職者・移住希望者に向けてSNS広告を活用したターゲティング広告を行い、「三重で働きたい」気持ちを喚起し、三重県の就労支援の認知度や女性のU・Iターン就職の促進につなげる。

1) 動画の納品期限 令和7年10月末日

2) 以下の内容の動画を作成すること。なお、詳細は産業支援センターと協議のこと

- (ア) 尺・本数：15秒 3本
- (イ) SNS、都市圏にて発信予定
- (ウ) 実写、アニメーション、CG等形式は問わない
- (エ) 一部であれば静止画も認める
- (オ) 写真やスライドをつなげるだけのものは不可とする
- (カ) 動画作成のイメージ

動画の構成イメージは下記を基本とする。なお、1人でも多くの女性が視聴するよう、特に冒頭5秒の制作に留意する

- ①BGM 等サウンド、背景、イラスト、挿絵、テロップ等は(ク)著作物の利用及び著作権」の規定を妨げない範囲に該当するフリー素材で対応する
- ②撮影、編集、ディレクション等一切の業務を含む
- ③SNS 上で閲覧できるためのエンコードを含む
- ④ナレーション及びテロップ原稿は産業支援センターと協議のうえ決定する
- ⑤納品形態

SNS 等のインターネットでの配信が可能なようにデータを編集し、記録した電子データを電子記録媒体（USB メモリー）で納品する

(キ) 留意事項

- ①完成までに、動画制作の工程の都度、内容確認及び修正指示の機会を設けること
- ②音楽素材やイラスト等の使用に関しては、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと

(ク) 著作物の利用及び著作権

- ①成果品等のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、同法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち発注者又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって発注者に譲渡されるものとし、その成果品中のデータや写真、イラストなどについては、発注者が作成する印刷物やホームページ等に自由に使用できるものとする。
- ② ①により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引き渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、発注者に譲渡するものとする。
- ③成果品等のうち、①の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、発注者が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において発注者及び発注者が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいう。以下同じ。）できるものとする。
- ④成果品等のうち、①の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、発注者が成果品を利用するために必要な範囲において発注者及び発注者が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- ⑤発注者は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- ⑥受託者は、①に基づき発注者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ）を一切行使しないものとする。

- ⑦受託者は、②に基づき発注者に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作権者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- ⑧ ⑥及び⑦の著作権者人格権の不行使は、発注者が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- ⑨著作権の譲渡、著作権者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。
- ⑩受託者が受託者の営業のために成果品等を利用し、又は改変する場合は、書面により発注者に届けるものとし、発注者は発注者の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

(4) 対象者への広報

(1)、(2) の広報・集客・啓発のため、Instagram、LINE 等のWEB媒体と紙媒体を効果的に組み合わせ、情報発信を行うこと。なお、実施にあたっては、下記(ア)～(キ)に留意すること。

- (ア) Instagram を活用すること
- (イ) LINE 公式アカウントを活用すること
- (ウ) 各 SNS アカウントの認知度向上に繋がるため、ターゲティング広告を実施し、対象者に向けて効果的な広報を実施すること
- (エ) 発信に利用したアカウントは契約終了時に産業支援センターへ引き渡すこと
- (オ) 発信内容は産業支援センターと協議の上、決定することとし、集客に留まらず、啓発的な内容も盛り込むこと。また、産業支援センターから個別に投稿依頼を行う場合があるため、適宜対応すること
- (カ) 県内市町等の行政機関とも連携し、広報を行うこと
- (キ) その他効果的な広報手段があれば提案・実施すること

6 事業の目標

(1) 女性の就職支援事業

各メニューの目標内訳については、下記のとおりとする

- ・各種スキル習得研修 延べ190人以上の受講者
- ・キャリアカウンセリング 延べ30人以上に実施
- ・都市圏開催の女性のため県内就職促進セミナー 40人以上の受講者
(会場：20人以上、オンライン20人以上)

(2) 女性求職者と県内企業マッチング促進事業

女性求職者と県内企業等との交流会、企業等とのマッチングイベント
企業20社以上、求職者20人以上 を目標とする

7 その他、留意すること

- ・スキル習得研修のプログラム、講師の選定については県内の現状を踏まえた上で産業支援センターと協議の上、決定すること
- ・スキル習得研修の実施に当たっては受講希望者のネット環境・スキルに配慮すること
- ・スキル習得研修の受講希望者は募集期間を過ぎていても習得内容に支障が出ない範囲で産業支援センターと協議のうえ、随時受け付けることも可能とする
- ・キャリアカウンセリングはキャリアコンサルタントの有資格者を産業支援センターと協議の上、選定し依頼すること
- ・SNS発信・ショート動画制作に当たっては、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと

8 契約上限額（消費税及び地方消費税を含む）

女性の県内就職促進事業 11,685,300円（内消費税1,062,300円）

【内訳】女性の就職支援事業： 10,334,500円

（内消費税939,500円）

女性求職者と県内企業マッチング促進事業： 1,350,800円

（内消費税 122,800円）

9 実施事業者の条件

- （1）当研修開催業務については、本事業の目的に係るオンライン研修や啓発イベントの実績があること
- （2）SNSを活用し、参加者の募集や広報のための工夫や効果的なアイデアを提案し、参加者の確保ができること
- （3）本事業の目的に合ったショート動画制作ができること
- （4）本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること
- （5）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと
- （6）三重県が賦課徴収する税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと
- （7）三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること
- （8）三重県の定める「三重県の交付する補助金等からの暴力団排除措置要綱」の別表に該当しないこと。また、これらの者に利益の供与等を行っていないこと。

10 業務実施体制

（1）運営事務局の設置

運営事務局を設置し、組織体制を整えて必要な関係従業員の配置を行うこと

緊急を要する事態が発生した場合等を想定し、産業支援センターとの連絡を迅速に行えるよう対応すること

(2) 実施体制表及び工程表の作成

受託者は委託契約後、速やかに本委託業務の実施体制を整え、体制表（企画提案書の様式2；業務実施体制）、工程表を作成し、産業支援センターの承認を得ること

また、工程に基づいた進捗状況については、定期的に産業支援センターに報告すること。

なお、これらに変更があった場合も産業支援センターの承認を得ることとし、業務の実施にあたっては、産業支援センターとの協議の上で行うこと。

1 1 その他業務実施上の条件

- (1) 産業支援センターは、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実施及び書面による検査を実施することができるものとする
- (2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、または生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと
- (3) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに産業支援センターに移転するものとし、著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする
- (4) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議し、その指示に従うこと
- (5) この契約に係る会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間の保存をしなければならない

1 2 業務委託料

- (1) 支払い
原則、精算払いとする。必要に応じて協議のうえ決定する
- (2) 求職者及び参加企業から参加費や報酬等の徴収は行わない
- (3) 委託費の返還
委託先が委託契約の内容またはこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部または全部を解除し、委託費の支払い停止若しくは既に支払った委託費の額の一部を産業支援センターに返還する
また、上記により契約を解除した場合は違約金を求める場合がある。
- (4) 委託費の減額
本事業の委託料で措置することのできる経費は、本事業の実施に係る経費のみとし、実績に応じて契約額を減額する

1 3 経費算定上の留意事項

本事業の対象となる事業費は、本事業を実施するために必要な経費のうち、受託者の通常業務と区分して計上することが可能な経費とする。また、見積書の作成にあたっては、人件費、事業費及び消費税等がわかるように区分して作成するものとする

- (1) 本事業実施に係る経費については、契約上限額・区分(人件費、事業費、消費税等)・科目・積算内訳の別で、具体的に計上する。なお、各経費は消費税等抜きの額を記載し、総事業費に一括して消費税等を計上するものとする。消費税は100分の10とする。
- (2) 積算内訳には、内訳毎に積算根拠(単価、数量等)を示しながら積み上げること
- (3) 計上できる経費は、契約期間中に執行するものだけであり、契約期間前後の経費は計できない
- (4) 受託者の人件費は、原則として時間単価に事業従事時間数を乗じたものとし、時間単価は健保等級証明書(給与明細書)に基づき等級単価一覧表から算出する
- (5) 受託者の社会保険料の算定は人件費の17%以下とする

1 4 提出を要する書類等

委託業務が完了した時は、遅延なく本業務の成果及び本業務の実施に要した経費等について実績報告書(任意様式)等に証拠書類を添えて紙媒体及び電子媒体にて産業支援センターへ提出すること。

なお、実績報告書には下記の(1)①～⑦の内容と事業効果、課題を取りまとめて盛り込むこと。

(1) 委託業務実績報告書

- ①事業の概要
 - ②委託事業の事業費及び人件費(支出に伴う証拠)
 - ③事業従事者の健保等級証明書(適用者以外の役員または時給での雇用契約者は給与を証明する書類)
 - ④事業従事者の業務日報
 - ⑤業務委託仕様書の事業内容に係る実施報告及び目標に対する実績
 - ⑥すべての支援活動における申込者の属性
 - ⑦その他必要と思われる資料として産業支援センターが指示するもの
- ※提出が困難と判断される書類については、検査等により確認を行うものとする

1 5 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、その他関係法令を遵守すること

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託または請け負わせることはできない。業務の一部を再委託しようとする際は、産業支援センターの承認を得なければならない。

また、金銭等を支給し、集客及び動員を行うことは認めない。

(3) 障がい理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとする。

(4) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

①断固として不当介入を拒否すること

②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする

③当方に報告すること

④契約の履行において、暴力団、暴力団関係者または暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、当方と協議を行うこと

(5) 落札資格停止等の措置

受託者が(4)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」の規定を適用する。

(6) 個人情報保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、産業支援センター個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に基づき、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失及び、き損の防止その他個人情報の保護に努めること

(7) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

1.6 受託上の留意点

(1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする

(2) 本事業は常に変化する雇用状況をにらみながら、必要に応じて本仕様書に定めのない業務についても産業支援センターと協議のうえ、工夫して実施することで事業の成功を目指すこと

(3) 本事業の契約にあたっては、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」の規定を適用するものとする

1 7 その他

- (1) 企画提案に要する費用は各提案者の負担とする
- (2) 提出された各企画提案資料は返還しない
- (3) 事業実施にあたり、仕様書及び契約書に定めのない事項や細部の業務内容については産業支援センターと受託者が協議のうえ実施するものとする
- (4) 本業務の関連書類については、事業完了後5年間保存しなければならない

1 8 担当部局

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891

公益財団法人三重県産業支援センター

雇用プロジェクト推進課 地域活性化雇用創造プロジェクト

石垣

電話 059-253-1260

FAX 059-253-1262

Eメール chipro@miesc.or.jp